

## 生きがいデイサービス事業の廃止について

令和5年7月  
高齢福祉課

### 【事業概要】

おおむね65歳以上の高齢者の方で、介護保険法に規定する通所介護を利用することができない方に、通所による方法で、入浴・食事・創作活動・趣味活動等の、サービスを提供することにより、当該高齢者の自立と生活の質の確保及びその家族の身体的、精神的な負担の軽減を図る。

### 【生きがいデイサービス事業の経緯】

- H12年 介護保険制度の開始にあわせ、国庫補助事業として開始
- H16年 国庫補助が廃止される（松山市の一般財源で対応）
- H18年度 介護保険料を財源とする地域支援事業の開始に伴い、多くの自治体が事業を廃止。
- H29年度 介護保険法の改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業として見直すことにより、さらに事業を廃止した自治体もある。

### 【廃止理由】

定年延長による高齢者の働き手の増加や趣味趣向の多様化などの影響もあり、デイサービス利用に対する市民ニーズが低下している。また「ふれあいいきいきサロン」や「まつイチ体操」などの一般介護予防等の類似事業が存在することから、生きがいデイの事業継続の必要性が薄れていると考える。さらに、同様のサービスを実施している中核市が年々減少傾向にあることも踏まえ、本事業を**令和5年度末**で廃止する。

### 【廃止へ向けた取り組み】

利用者に対して、令和5年度末での事業廃止を個別に文書で周知する。さらに、事業者と協力して、高齢クラブやふれあい・いきいきサロンなど的高齢者が集い活動できる場について、情報提供や移行を行っていく。なお、日常生活に不安のある方については、介護保険のサービス利用などについて検討する。

### 【スケジュール】

～令和5年2月	事業者に対して説明済み
令和5年5月12日	地域包括支援センター センター長会で説明済み
令和5年7月中旬	介護事業者に説明
令和5年7月下旬～	利用者へ通知